

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

(1) 適用となる制度について

- 2012年1月1日から生命保険料控除制度の改正が行われており、新たな特約の特約種類に応じて、適用となる生命保険料控除が異なります。
- 2012年1月1日以後に特約の見直し(特約の中途付加または特約のみの転換)などを行った場合、その時点から改正後の生命保険料控除制度が適用されます。

新たな特約の特約種類	特約の生命保険料控除
無配当災害特約(4種類)	生命保険料控除の対象外
無配当傷害医療特約(R04)(4種類)	
無配当総合医療特約(R04)(4種類)	介護医療保険料控除の対象
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	

※身体の傷害のみに起因して保険金などが支払われる、無配当災害特約(4種類)、無配当傷害医療特約(R04)(4種類)の保険料は生命保険料控除の対象外となっております。そのため、実際の保険料と保険料払込証明書に記載されている金額が異なる場合があります。

(2) 介護医療保険料控除の概要について

- 疾病などに起因して保険金などが支払われる特約(無配当総合医療特約(R04)(4種類)、無配当先進医療特約(無解約返戻金型))は、介護医療保険料控除の対象になります。

対象契約	●納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約(保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。)。
対象保険料	●1年間(1月～12月)に払い込んだ保険料の合計額(年間正味払込保険料)となります。

生命保険料控除の手続き	<p>①生命保険料控除の対象となる払い込みがある場合、当社から「保険料払込証明書」*①を発行します。</p> <p>②生命保険料控除を受けるためには「申告」が必要です。</p> <p>〈給与所得者の方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。 ●保険料が団体払込みのときで、1年間に払い込んだ保険料の総額などを勤務先で確認できる場合は、「保険料払込証明書」の発行はしません。 <p>給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。</p> <p>〈給与所得者以外の方(申告納税者)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。 																														
生命保険料控除額	<p>●次のとおり年間の所得金額から控除されます。</p> <table border="1" data-bbox="420 729 1389 920"> <thead> <tr> <th data-bbox="420 729 531 763">〈所得税〉</th> <th data-bbox="531 729 928 763">年間正味払込保険料</th> <th data-bbox="928 729 1389 763">控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td data-bbox="563 774 928 797">20,000円以下のとき</td> <td data-bbox="1135 774 1214 797">全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="563 808 928 831">20,000円を超えて40,000円以下のとき</td> <td data-bbox="976 808 1373 831">(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="563 842 928 864">40,000円を超えて80,000円以下のとき</td> <td data-bbox="976 842 1373 864">(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="563 875 928 898">80,000円を超えるとき</td> <td data-bbox="1103 875 1262 898">一律 40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="420 932 1389 1123"> <thead> <tr> <th data-bbox="420 932 531 965">〈住民税〉</th> <th data-bbox="531 932 928 965">年間正味払込保険料</th> <th data-bbox="928 932 1389 965">控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td data-bbox="563 977 928 999">12,000円以下のとき</td> <td data-bbox="1135 977 1214 999">全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="563 1010 928 1033">12,000円を超えて32,000円以下のとき</td> <td data-bbox="976 1010 1373 1033">(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="563 1044 928 1066">32,000円を超えて56,000円以下のとき</td> <td data-bbox="976 1044 1373 1066">(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="563 1078 928 1100">56,000円を超えるとき</td> <td data-bbox="1103 1078 1262 1100">一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	〈所得税〉	年間正味払込保険料	控除金額		20,000円以下のとき	全額		20,000円を超えて40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円		40,000円を超えて80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円		80,000円を超えるとき	一律 40,000円	〈住民税〉	年間正味払込保険料	控除金額		12,000円以下のとき	全額		12,000円を超えて32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円		32,000円を超えて56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円		56,000円を超えるとき	一律 28,000円
〈所得税〉	年間正味払込保険料	控除金額																													
	20,000円以下のとき	全額																													
	20,000円を超えて40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円																													
	40,000円を超えて80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円																													
	80,000円を超えるとき	一律 40,000円																													
〈住民税〉	年間正味払込保険料	控除金額																													
	12,000円以下のとき	全額																													
	12,000円を超えて32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円																													
	32,000円を超えて56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円																													
	56,000円を超えるとき	一律 28,000円																													

(3) 基本契約の生命保険料控除について

- 基本契約が「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の対象であった場合、特約の見直し(特約の中途付加または特約のみの転換)などを行った後もそれぞれ「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の対象になります。



- 2023年12月現在に適用される税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性もあります。

- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。

*①…保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、マイページまたは、最寄りの郵便局(簡易郵便局は除きます)にて手続きください。
 また、保険料払込証明書はマイページおよびマイナポータルから電子発行することも可能です。
 マイページのご利用または保険料払込証明書の電子発行にあたっては、当社Webサイトをご確認ください。
 マイページのご利用はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/mypage/>
 保険料払込証明書の電子発行はこちら…<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/certificate/digital.html>